若築建設奨学金 奨学生募集要項（2026.10 版）

１．目的

若築建設奨学金（以下「本奨学金」という。）は、高等専門学校において、主として土木工学、建築工学を学ぶ学生に対し、経済的理由により学業の継続・進学が困難である者へ奨学金給付を通じて、海洋国の礎を築くための若手技術者の育成に貢献することを目的とします。

２．対象者

若築建設株式会社（以下「当社」という。）が指定する高等専門学校の準学士課程の４年次から専攻科課程の２年次迄を対象者とし、奨学生の出願・選考は準学士課程の３年次に行うものとします。なお、奨学生が準学士課程を修了ののちに日本国内の大学へ編入し、土木工学、建築工学、機械工学、電気工学、制御工学等を専攻した場合については大学４年次まで資格は継続されます。

３．奨学金の給付月額・給付期間・給付時期

（１）給付月額　　準学士課程　　２０，０００円
　　専攻科課程、大学編入生　３０，０００円

（２）給付期間　　準学士課程４年次から専攻科課程２年次までの在学期間
　　大学へ編入したものは大学４年次までの在学期間

（３）給付時期　　年２回給付
　　４月２５日（４月～９月分)、１０月２５日（１０月～３月分）
　　※給付日が金融機関休業日の場合はその前営業日とする。

４．返済義務

（１）本奨学金は、返済の義務はありません。
　　ただし、各種義務の不履行、虚偽申告、操行や成績の著しい悪化、その他事故や疾病などの事情によって成業の見込みがなくなった場合、給付を停止、または打ち切る場合があります。その上で、その事案が特に悪質と認められる場合は、給付金の一部または全部の返還を求める場合があります。

（２）他団体の奨学金との併給は可能とします。

５．採用予定人数

各年度　１３名（各校１名）

当社が指定する高等専門学校の準学士課程の３年次に各校から１名の学校推薦をうけ、当社で選定します。なお、各校において準学士課程の３年次の希望者がない場合は、準学士過程４年次・５年次、専攻科課程１年次へ進級を予定している学生の推薦を可能とします。

６．申し込み

（１）提出書類

①奨学生願書

②写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付）

③在学証明書

④学業成績証明書

⑤在学する学校長、学科長、担任教授等の推薦書（様式は任意）

⑥住民票　（マイナンバーの記載がないもの）

※上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめて提出してください。

（２）提出期限

２０２７年１月８日（金）までに［当社必着］にて提出してください。

＊申請者ご本人からの直接の問い合せ・応募は受け付けておりません。必ず学校を通じて連絡・応募してください。

書類提出先・問い合せ先

〒１５３－００６４

東京都目黒区下目黒２－２３－１８

若築建設株式会社　奨学金制度担当：山本

ＴＥＬ　　０３－３４９２－０２７１

Ｅメール　scholarship@wakachiku.co.jp

７．採用基準・選考

当社が指定する高等専門学校に在学し、以下の専攻分野の学生を対象とします。

1. 土木工学、建築工学を専攻する学生
2. 機械工学、電気工学、制御工学等を専攻する学生

特に土木工学、建築工学を専攻する学生を優先対象とし、併せて機械工学、電気工学、制御工学を専攻する学生も対象とします。

学校が推薦する学生の中から、書類選考および面談（必要に応じて事情を詳しく確認するために実施する場合があります）を行い、総合的に判断のうえ決定します。

８．選考結果の通知

（１）２０２７年２月末頃、推薦人（学校）に対して審査結果を郵送します。

（２）採用の可否に関わらず、応募書類は返却しません。当社の個人情報保護方針に則り適切に処理します。

９．奨学生候補者に採用された場合

（１）奨学生候補者に採用された場合、申請者に「奨学生候補者決定通知書」を送付します。

（２）所定の期日までに以下の書類を提出いただきますと、正式に奨学生として認められ、奨学金の給付が開始されます。書類の提出がない場合、奨学生候補者としての採用を取り消し、奨学金を給付しない場合がありますのでご了承ください。なお、期日までに以下の書類を提出することが困難な事情がある場合は、速やかにその旨を申し出てください。

■奨学生候補者決定後の提出書類

①振込口座届出書

奨学生候補者本人が記入してください。

※奨学生候補者本人名義の銀行口座に限ります。

②住所届

奨学生候補者本人が記入してください。

③進級証明書（様式は任意）

在学する学校が発行のものを提出してください。

１０．奨学生候補者が進級できなかった場合

奨学生候補者が進級できなかった（しなかった）場合、採用を取り消します。なお、その場合の追加募集は行いません。

１１．奨学金受給の更新手続き

（１）継続して奨学金の受給を希望する場合、毎年４月１５日まで（当社必着）に「奨学金受給更新願」に学業成績証明書、及び在学証明書を添付して提出してください。（「奨学金受給更新願」は、提出期日の１ケ月前を目安に発送します）。期日までに「奨学金受給更新願」の提出がない場合、奨学金の給付を停止します。

（２）「奨学金受給更新願」の提出後、当社の審査により、次回の奨学金給付の可否を決

定します。
（３）奨学金受給の更新が認められた場合、奨学金の給付を行います。（審査結果と同時に「奨学金給付のお知らせ」を発送します。）
（４）当社の審査により、奨学金受給更新のご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。

１２．奨学生の義務

奨学生として採用された場合、以下の義務が発生します。これらの義務の履行を怠ったり、虚偽の報告を行った場合、奨学金給付の停止または打ち切り、及び返還請求を行う場合がありますので、十分注意してください。

（１）奨学生は、更新手続きのために毎年定められた日までに奨学金受給更新願、学業成績証明書、在学証明書を当社あてに提出してください。
（２）奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）・留学のいずれかが発生した場合は、直ちに当社へ届け出てください。
（３）奨学生は、氏名、住所、振込口座に変更があった場合は、速やかに当社へ届け出てください。
（４）奨学生はその他、当社が定めた書類を期日までに提出してください。
（５）成績不良、素行不良等、当社が奨学生にふさわしくないと判断した場合には、本奨学金給付を停止又は打ち切る場合があります。

１３．その他

（１）奨学生に決定した方に対しては、進級後の４月から本奨学金の給付を行います。なお、応募書類は返却しません。
（２）奨学金は、本人の指定銀行の口座に振込みます。

１４．個人情報に関する取り組み

（１）提供された個人情報は、「当社の個人情報保護方針」に従い適切に管理します。
（２）提供された個人情報は、当社において奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他、奨学金支給の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
（３）業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の関係機関に開示する場合があります。この場合、当社は当該関係機関と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
（４）提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、当社人事部へお問い合せください。